

公益社団法人神奈川県看護協会「KANAGAWA 看護だより」広告募集要項

1 媒体の概要

- ① 名称 KANAGAWA 看護だより
- ② 形状 A4 12 ページ程度
コート A/57 .5 kg 4色 中とじ
- ③ 部数 約 37,000 部 (会員数 2022 年度 37,608 人)
- ④ 発行 6 回/年 (4 月、7 月、8 月、10 月、12 月、2 月の各月末)
- ⑤ 配布 全会員及び日本看護協会、各都道府県看護協会、神奈川県内関係団体など
約 200 か所へ配布

2 掲載月について

6 回/年 (5 月号、7 月号、9 月号、11 月号、1 月号、3 月号)

※ 上記 1-④ に記載のとおり、各号月の前月末に発行 (7 月号のみ当該月末)

3 広告の規格

- ① 広報の場所 表三 (裏表紙の裏面)
- ② サイズ 1/3 P (縦 90mm/横 180mm)
- ③ 刷り色 4C (フルカラー)



4 広告掲載料 (1 回あたり)

120,000 円 (税抜き)

5 掲載の申込み

毎号発行の 3 か月前までに当協会公式サイトよりお申込みください。

※内容確認後、掲載の可不可および原稿納期を連絡します。

6 広告原稿の提出

広告原稿は、別に定める広告入稿規定に従って提出ください。

7 広告掲載料の支払い

指定した期日までに、本協会指定金融機関へお振込みください。(振込手数料は申込者でご負担ください)

8 広告掲載料の返金

納入された広告掲載料金は返金しません。ただし、当該媒体の発行の遅延により広告掲

載内容に影響が生じる等特段の理由があるときは、その全部または一部を返金します。

9 広告掲載の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消します。

- ① 広告掲載を行う広告が第4条及び別途定める詳細基準に違反することになった場合。
- ② 広告主が広告掲載料を指定する期日までに納入しなかった場合。
- ③ 前号のほか広告掲載が適当でないと会長が認めた場合。
(「公益社団法人神奈川県看護協会広告掲載要綱」第6条)

10 広告主の責任

- ① 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。
- ② 広報掲載に関し、損害を被ったという請求者が第三者からなされた場合は、広告主の責任及び負担にて解決するものとする。
(「公益社団法人神奈川県看護協会広告掲載要綱」第7条)

11 その他

- ① 広告主は公益社団法人神奈川県看護協会広告掲載要綱及び本要項を遵守する。
- ② 広告に関して会員等から疑義があった場合には、速やかに報告するものとする。
- ③ 本要項に記載のない事項については、必要に応じて本協会と広告主双方協議の上、決定する。

12 問合せ・申込先

公益社団法人神奈川県看護協会 企画運営課

TEL : 045(263)2918 FAX : 045(263)2905

e-mail : kikakukaiin@kana-kango.or.jp